

仕 様 書

1 一般事項

(1) 目的

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が設置した可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びクリーンセンターの環境保全及び適正な運転管理のモニタリングをするため、委託するものである。

(2) 業務委託名

環境測定分析業務委託

(3) 業務委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 契約予定日

平成30年4月1日

(5) 施行場所

伊勢市西豊浜町地内外 清掃工場ほか

(6) 関係法令等の遵守

受託者は、組合が発注する「環境測定分析業務委託」（以下「本業務」という。）の実施にあたり、関係法令及び通達事項を遵守しなければならない。

(7) 提出書類

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- | | |
|-------------|----|
| ア 委託業務完成報告書 | 1部 |
| イ 請求書 | 1部 |

(8) 疑義

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、組合に照会し、組合の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

2 特記事項

(1) 項目・頻度・測定（採取）場所

測定等を実施する項目、頻度及び測定（採取）場所は、表1のとおりである。

表1 項目・頻度・測定（採取）場所

項目		頻度	対象施設	測定（採取）場所
可燃ごみ	ごみ質検査(収集)	4回/年	可燃ごみ 処理施設	ごみホッパーステージ
	ごみ質検査(全体)	4回/年		
排ガス	ばい煙測定	6回/年×2炉		煙突(測定口)
	水銀測定	3回/年×2炉		
	ダイオキシン類測定	2回/年×2炉		
焼却灰	灰質検査	12回/年		焼却炉出口(乾灰)
焼却残渣	ダイオキシン類測定	1回/年		灰ピット内
	重金属溶出試験			
破砕不燃物	成分含有量試験	1回/年	粗大ごみ 処理施設	不燃物貯留コンテナ内
	重金属溶出試験			
周辺環境	騒音測定	1回/年×6箇所	可燃ごみ 処理施設 ・ クリーンセンター	本件施設敷地境界 (各施設3箇所ずつ)
	振動測定			
	臭気測定			
放流水	水質検査	12回/年	クリーンセンター	放流口

(2) 計量及び検査方法

関係法令で検定の方法等が示されている計量又は分析対象については、それに従い、無い対象についてはJIS規格によるものとする。

(3) 測定（採取）日

測定（採取）日については、組合と協議の上、決定すること。

(4) 対象

各項目における計量又は分析対象は、表2～表14のとおりである。

表2 可燃ごみ ごみ質検査

No.	対象
1	単位容積重量
2	水分
3	灰分
4	可燃物
5	低位発熱量
6	高位発熱量
7	紙類・布類
8	合成樹脂・皮革類
9	木・竹・わら類
10	厨芥類
11	不燃物
12	その他

表3 排ガス ばい煙測定

No.	対象
1	ばいじん濃度(12%換算値)
2	硫黄酸化物(実測K値)
3	窒素酸化物(12%換算値)
4	塩化水素(12%換算値)
5	排ガス中酸素濃度
6	排ガス水分量
7	乾き排ガス量
8	湿り排ガス量

表4 排ガス 水銀測定

No.	対象
1	ガス状水銀(12%換算値)
2	粒子状水銀(12%換算値)

表5 排ガス ダイオキシン類測定

No.	対象
1	ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン
2	ポリ塩化ジベンゾフラン
3	コプラナーポリ塩化ビフェニル
4	毒性等量

表6 焼却灰 灰質検査

No.	対象
1	熱しゃく減量
2	見かけ比重
3	含水率

表7 焼却残渣 ダイオキシン類測定

No.	対象
1	ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン
2	ポリ塩化ジベンゾフラン
3	コプラナーポリ塩化ビフェニル
4	毒性等量

表8 焼却残渣 重金属溶出試験

No.	対象
1	アルキル水銀化合物
2	水銀又はその化合物
3	カドミウム又はその化合物
4	鉛又はその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素又はその化合物
7	セレン又はその化合物

表 9 破碎不燃残渣 成分含有試験

No.	対象
1	鉛
2	カドミウム
3	クロム
4	砒素
5	水銀
6	ニッケル

表 10 破碎不燃残渣 重金属溶出試験

No.	対象
1	アルキル水銀化合物
2	水銀又はその化合物
3	カドミウム又はその化合物
4	鉛又はその化合物
5	有機燐化合物
6	六価クロム化合物
7	砒素又はその化合物
8	シアン化合物
9	PCB
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン
12	ジクロロメタン
13	四塩化炭素
14	1,2-ジクロロエタン
15	1,1-ジクロロエチレン
16	シス-1,2-ジクロロエチレン
17	1,1,1-トリクロロエタン
18	1,1,2-トリクロロエタン
19	1,3-ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン又はその化合物

表 11 周辺環境 騒音測定

No.	対象
1	音圧レベル (朝)
2	音圧レベル (昼間)
3	音圧レベル (夕方)
4	音圧レベル (夜)

表 12 周辺環境 振動測定

No.	対象
1	振動レベル (昼間)
2	振動レベル (夜)

表 13 周辺環境 臭気測定

No.	対象
1	臭気濃度
2	アンモニア
3	メチルメルカプタン
4	硫化水素
5	硫化メチル
6	二硫化メチル
7	トリメチルアミン
8	アセトアルデヒド
9	スチレン
10	プロピオンアルデヒド
11	ノルマルブチルアルデヒド
12	イソブチルアルデヒド
13	ノルマルバレルアルデヒド
14	イソバレルアルデヒド
15	イソブタノール
16	酢酸エチル
17	メチルイソブチルケトン
18	トルエン
19	キシレン
20	プロピオン酸
21	ノルマル吉草酸
22	イソ吉草酸
23	ノルマル酪酸

表 14 放流水 水質検査

No.	対象
1	BOD
2	COD
3	SS
4	T-N
5	T-P
6	大腸菌群数
7	PH
8	色度

(5) 定量下限値

各測定のうち、定量下限値を指定する対象は、表15のとおりである。

表15 定量下限値

項目		対象	定量下限値
排ガス	ばい煙測定	ばいじん濃度	0.001 g/m ³ N
放流水	水質検査	SS	0.1 mg/L
		BOD	0.5 mg/L
		T-P	0.05 mg/L

(6) 結果の報告

ア 速報

排ガスのばい煙測定及びダイオキシン類測定については、計量及び検査の結果が分かり次第「速報」として電子メール又はFAXで組合に送付すること。また、それ以外の項目について、組合が事前に示した基準値を超過した場合は、同様に「速報」を送付すること。

イ 計量証明書

計量及び検査の結果が分かり次第、速やかに「計量証明書」を組合に郵送すること。なお表 2～表 14 で示した対象の結果は、原則として計量証明書の表紙に記載することとし、やむを得ず 2 頁以降にまたがる場合は、事前に組合の承認を得ること。

(7) 再委託

本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、ダイオキシン類測定については、あらかじめ書面により承認を得た場合に、当該登録を有する機関に業務を委託し、又は請け負わせることができる。